

有償インターンシップの受入れに対して 補助金を支給します

令和3年度 府内学生促進応援事業費補助金募集要項

京都府では、学生等の府内中小企業等への就職を促進させるため、府内中小企業等が実施する中長期かつ有償のインターンシップにおける学生等の受入に係る経費について、補助金を交付します。

1 補助対象事業

学生等を対象とした府内事業所で実施される中長期有償インターンシップ

2 補助対象者

次に掲げる要件を全て満たす者

- ・ 京都ジョブパークに登録した学生等を対象とした中長期有償インターンシップを実施する府内中小企業等(京都ジョブパークが主催するインターンシップに係るマッチングイベントに出展したものに限り)であること。
- ・ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業の事業主であること。
- ・ 京都府税の滞納がないこと。

3 事業実施期間等

	募集期間	事業実施期間	実績報告書提出期間
1期	8月20日(金)～ 9月30日(木)	8月20日(金)～ 10月31日(日)	補助事業が完了した日から 起算して20日を経過した日まで に提出
2期	10月1日(金)～ 11月30日(火)	10月1日(金)～ 12月28日(火)	
3期	12月1日(水)～ 令和4年1月31日(月)	12月1日(水)～ 令和4年2月28日(月)	

4 補助対象経費

- ・ 学生等に支払う賃金
- ・ 学生等を受け入れるにあたっての新型コロナウイルス感染防止対策に係る経費
- ・ その他知事が必要と認める経費

5 補助額等

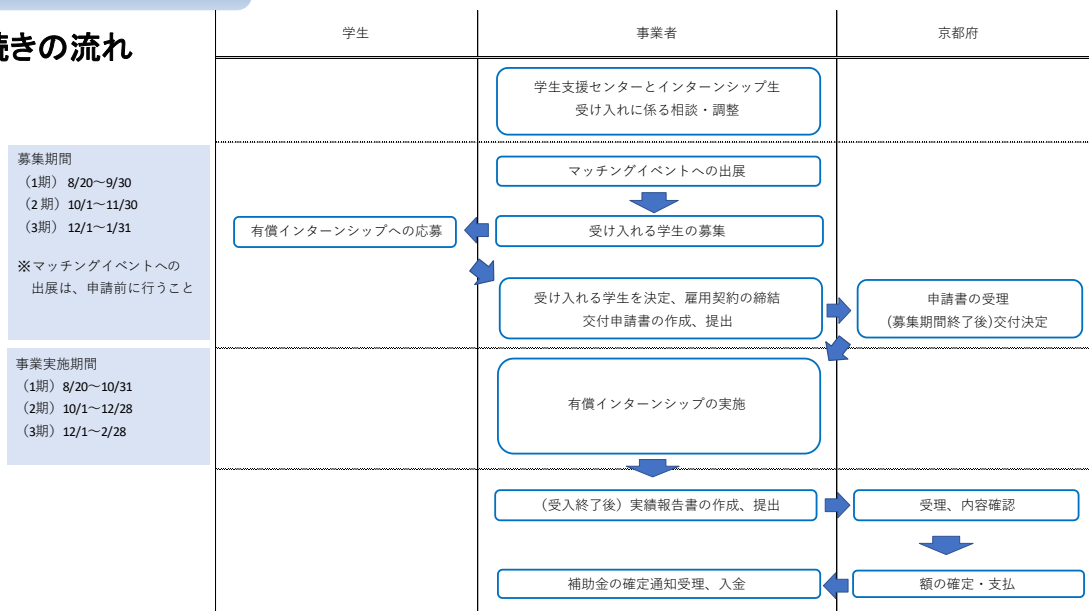
補助率	受入期間 (雇用契約期間)	従事日数	補助限度額
10/10	1ヶ月以上 2ヶ月未満	11日以上 22日未満	8万円
	2ヶ月以上	22日以上	16万円

※対象となる学生等については、1社あたり1人とします。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

6 申請方法等

1 手続きの流れ



2 申請書類等

▶ 申請書は京都府ホームページからダウンロードできます。https://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/gakusei_hojokin.html

(1) 交付申請時

府内学生就職促進応援事業費補助金交付申請書(1号様式)、事業実施計画書、申告書、事業収支予算書、京都府税の滞納がないことの証明書

※交付決定前に事業を実施する場合は、事前着手届が必要となります。ただし、事前着手届を提出されても交付を保証するものではありません。

(2) 事業変更及び中止

(事業内容を変更するとき)府内学生就職促進応援事業費補助金変更等承認申請書(2号様式)

※以下に掲げる軽微な変更については、承認は不要です。

・補助金額の20%以下の減額

・事業者の代表者変更や担当者変更等、事業の目的及び事業効果に影響を及ぼさないもの

(事業を中止するとき)府内学生就職促進応援事業費補助金中止(廃止)承認申請書(3号様式)

(3) 実績報告

府内学生就職促進応援事業費補助金実績報告書(5号様式)、事業実施報告書、事業収支決算書、有償インターンシップ雇用契約書の写し、学生等の勤務条件が確認できるもの(労働条件通知書の写しや雇用契約書の写し等)、学生等の勤務実態が確認できるもの(出勤簿の写しや賃金台帳の写し等)、支出が確認できるもの(給与明細書の写しや領収書の写し等)

3 審査内容について

以下の内容で審査を行い、予算の範囲内で決定します。

(予算の範囲で交付するため、期間内であっても募集を終了する場合がありますので、御了承願います。)

① インターンシップの受け入れ数

・実施期間中、より多くの学生等を受け入れた企業等を優先します。

(事業実施報告書における「期間中におけるインターンシップ受入数」により、受入数の多い企業等を優先します。)

② 事業実施開始日

・事業実施期間において、受け入れる学生等とより早く雇用契約を締結した企業等を優先します。

(事業実施報告書における「就業期間」の項目において、雇用契約日の早い企業等を優先します。)

③ 対象となる学生の勤務実態

・勤務日数及び1日あたりの勤務時間がより長い企業等を優先します。

(事業実施報告書における「就業期間」の項目において、就業日の延べ日数が多い条件で学生等を受け入れた企業等を優先します。また、出勤簿や賃金台帳、給与明細書の写し等により、勤務時間の長い条件で学生等を受け入れた企業等を優先します。)

④ 事業実施計画書の提出日

・より早い日付で事業実施計画書を提出いただいた企業等を優先します。

(府内学生就職促進応援事業費補助金交付申請書の日付が早い企業等を優先します。)

問い合わせ先 及び 申請書類等の提出先

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ

京都府商工労働観光部 雇用推進室

TEL:075-692-3232 FAX:075-682-8924